

新規事業所加入キャンペーン業務委託に係る説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名 新規事業所加入キャンペーン業務委託
- (2) 業務内容 別紙「新規事業所加入キャンペーン業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 履行予定期間 契約締結日から令和8年1月30日(金)まで
- (4) 業務金額 1,500,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)
- (5) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (6) 委託者 長崎市勤労者サービスセンター
〒850-0031 長崎市桜町1番12号4階
電話 095-820-0020 FAX 095-820-0022
電子メール nsc@ngs2.cncm.ne.jp

2 参加者の資格

このプロポーザルに参加できる者は、参加意向表明書の提出から受託候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 長崎市契約規則(昭和39年長崎市規則第26号)第2条第1項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第2項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「広報・宣伝・広告」の業種で登録があり、かつ地域区分が市内、認定市内又は準市内として登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成7年11月7日施行)及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成24年長崎市告示第85号)の規程による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領(平成16年長崎市告示第305号)及び長崎市元請・下請環経適正化指導要綱(平成24年長崎市告示829号)の規程に基づく入札参加制限の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

3 スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年3月24日(月)
- (2) 質問の受付 令和7年4月21日(月) 午後5時まで
- (3) 質問の回答 令和7年4月28日(月) (予定)
- (4) 参加意向表明書の提出 令和7年4月18日(金) 午後5時まで(必着)
- (5) 参加資格確認 令和7年4月21日(月)から4月28日(月)まで
- (6) 参加資格確認結果の通知 令和7年5月1日(木) (予定)
- (7) 提案書等の提出期限 令和7年5月14日(水)午後5時まで(必着)
- (8) プレゼンテーション及びヒアリング 令和7年5月20日(火) (予定)
- (9) 審査会 プレゼンテーション及びヒアリングの日と同日
- (10) 審査結果の通知、公表 令和7年5月23日(金) (予定)

4 実施手順

(1) 公募開始 当サービスセンターのホームページで公表します

(2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次に定めるところにより質問書（様式キ）を提出してください。

ア 提出期限 令和7年4月21日(月) 午後5時まで（必着）

イ 提出方法 質問書を電子メールにより提出してください。また、電子メールを送信したときは、電話で着信の確認をしてください。

(3) 質問の回答

提出のあった質問事項を全て取りまとめ、令和7年4月28日(月)（予定）に電子メールで回答します。

(4) 参加意向表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

ア 提出書類（各1部）

(ア) 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）

(イ) 担当者連絡先（様式ア）

(ウ) 自治体や団体での広報宣伝事業の実績（任意様式）

イ 提出期限 令和7年4月18日(金) 午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送

(5) 参加資格確認

参加意向表明書を提出した者について、当サービスセンターにおいて参加資格を満たすか否かを確認します。参加意向表明書の提出者が4者を超える場合は、書類審査のうえ、実績等により点数の上位4者までの者を選定します。

(6) 参加資格確認結果の通知

上記（5）の結果を通知するとともに、提案書等の提出を依頼します。

(7) 提案書等の提出期限

次のとおり、提案書等を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書及び添付書類

企画提案書は、別紙「審査会」「新規事業所加入キャンペーン業務委託仕様書」に基づき作成してください。なお、企画提案書及び添付書類の様式は自由としますが、企画提案書には目次を設け、各頁に頁番号を記載してください。また、企画提案書は、概ね20枚以内（表紙及び目次を除く）とします（両面使用可）。

(イ) 参考見積書及び内訳書

- ・ 予定価格を超える場合は、審査の対象としません。
- ・ 人件費、物件費、その他経費毎に明細を記載してください。

イ 提出部数 提出書類一式にしたものを6部（正本1部、副本5部）

* 正本は社名あり 副本は社名なし * 社名なしについては、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないでください。

ウ 提出期限 令和7年5月14日(水) 午後5時まで（必着）

エ 提出方法 持参又は郵送

(8) プレゼンテーション及びヒアリング

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

ア 日 時 令和7年5月20日(火) (予定)

・時間は別途通知します。

イ 場 所 長崎市勤労者サービスセンター

ウ 内 容

(ア) 1提案者当たりの参加者の持ち時間は、説明(20分間)及び質疑応答(10分間程度)とします。

(イ) 説明者の人数は、2名以内とします。

エ 順 番 提案書の受付順とします。

オ その他

(ア) プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで行うものとします。

(イ) 提出期限後は、企画提案書を撤回、変更することができません。ただし、当サービスセンターが補正を指示したときを除きます。

(ウ) 資料の追加は認めません。

5 評価基準

別紙、審査会の審査項目及び配点表のとおり。

6 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

ア 本委託業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談、開示を行った場合。

ウ 企画提案書類に虚偽の記載を行った場合。

エ 本プロポーザルの評価終了後に参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

(2) 著作権

提出書類の著作権は参加者に帰属しますが、当サービスセンターが本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製することができるものとします。

(3) 複数提案の禁止

本プロポーザルに係る企画提案は、1参加者につき1提案とします。

(4) その他

ア 本プロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とします。

イ 提案書提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとします。

ウ 企画提案書の提出後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出するものとします。

エ 提出された企画提案書等は返却しないものとし、一般財団法人長崎市勤労者サービスセンター個人情報保護要綱及び情報公開要綱に基づき適切に管理します。

オ 本要領に規定されていない事項が発生したときは、公平性を考慮の上、当サービスセンターが判断するものとします。

7 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果は、選定後、本プロポーザル参加者に最高得点者の名称及び採点結果を文書で通知

するとともに、当サービスセンターのホームページ上で公表します。なお、選定結果に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けません。

(2) 最高得点を得た者が2者以上となった場合は、参考見積金額の低い提案者から交渉します。

(3) 参加者が1者のみの場合、60%以上の得点であれば、最高得点者として選定します。

8 契約の締結

選定した最高得点者と当サービスセンターとが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最高得点者と当サービスセンターとの協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は当サービスセンターの予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最高得点者の見積額とします。

なお、選定した最高得点者と当サービスセンターとの間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、次点候補者と協議を行うこととします。

9 提出及び問い合わせ先

長崎市勤労者サービスセンター（担当：濱口）

〒850-0031 長崎市桜町1番12号4階

電話 095-820-0020 FAX 095-820-0022

電子メール nsc@ngs2.cncm.ne.jp